

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年4月9日
事業者の氏名又は名称	とどろき運輸株式会社(法人番号4120901011567)(代表者 大瀧雄貴)
事業者の所在地	大阪府高槻市柱本4-15-6
営業所の名称	四国営業所
営業所の所在地	香川県三豊市豊中町本山甲字樋之尻2042
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(38日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号
違反行為の概要	<p>令和7年12月16日及び令和8年1月9日に、労働局と合同で監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間、連続運転時間、1日当たりの運転時間及び1週間当たりの運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年4月17日
事業者の氏名又は名称	キューソー四国株式会社(法人番号1470001008457) 代表者炭田栄二
事業者の所在地	香川県綾歌郡宇多津町2628-994
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県綾歌郡宇多津町2628-994
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(44日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号、同条第4項、道路運送法第95条
違反行為の概要	<p>令和7年9月1日に、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間、連続運転時間、1日当たりの運転時間、1週間当たりの運転時間及び1箇月の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(5)氏名、名称又は記号を車体に表示していなかったこと(道路運送法施行規則第65条)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。